

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画地区計画の変更（行田市：行田みなみ産業団地地区）について理由を示したものです。

I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【行田市：行田みなみ産業団地地区】

変更区域は、行田市の南端に位置し、JR北鴻巣駅の北東約1.2km、鴻巣市との行政界にあります。

II. 変更理由

【行田市：行田みなみ産業団地地区】

平成29年法律第26号「都市緑地法等の一部を改正する法律」による、建築基準法の改正に伴い、法の規定を引用する本地区地区計画の地区整備計画について修正を行う必要が生じたため、変更を行うものです。

III. 変更内容

【行田市：行田みなみ産業団地地区】

建築基準法の改正に伴い、本地区地区計画の地区整備計画の建築物等に関する事項の内、建築物等の用途の制限における条項との整合を図るため、E地区の建築物等の用途の制限を変更するものです。

IV. 関連する都市計画

特になし